

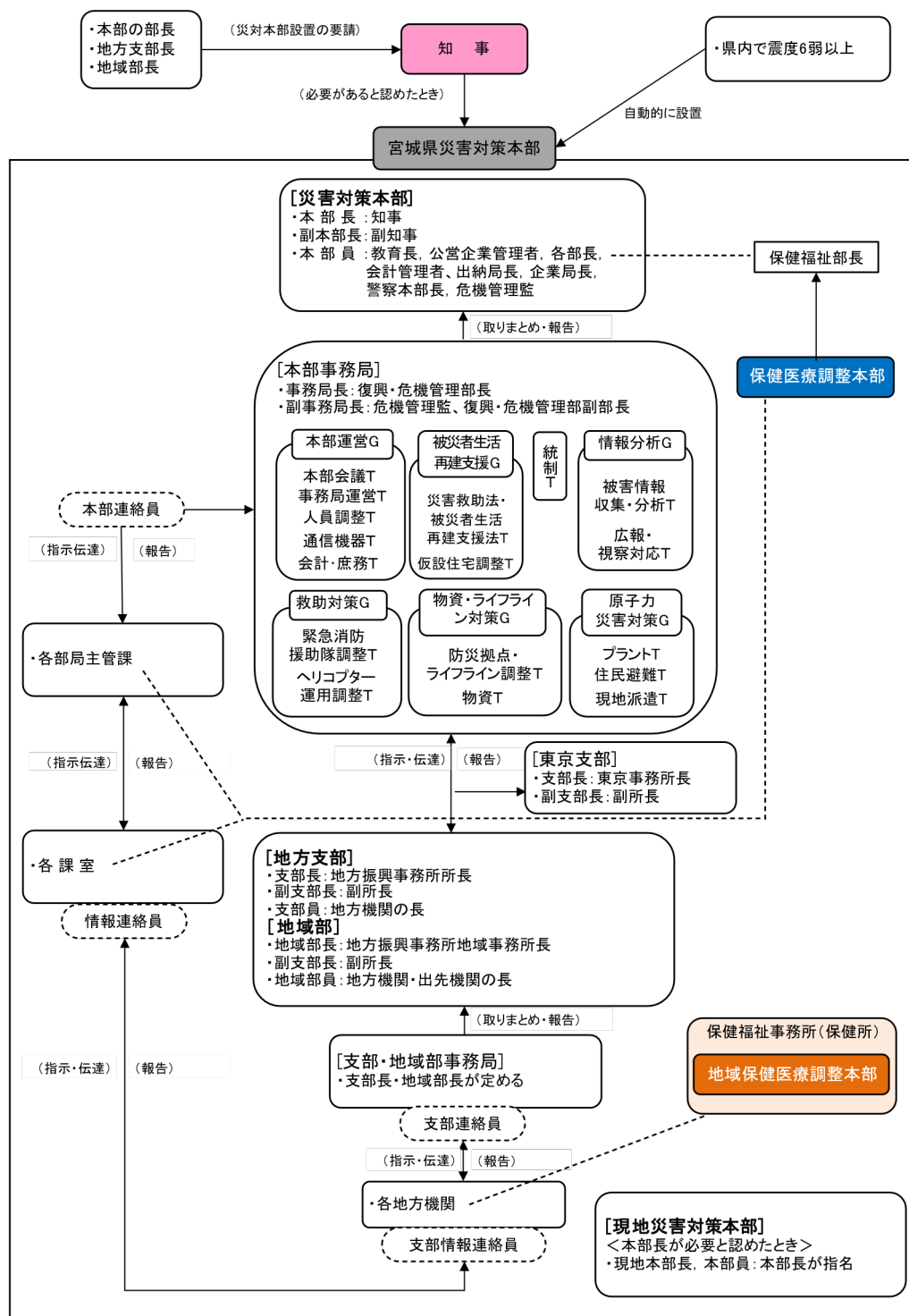
第1章：組織・体制

※本章の内容は、大規模災害時医療救護マニュアル（令和5年4月改訂版）を加工した内容であり、詳細は、当該マニュアルを参照願います。

1 災害対策本部及び保健医療調整本部等について

（1） 災害対策本部の設置

災害対策本部は、県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき、特別警報が発表されたとき又は災害発生のおそれがあり知事が必要と認めたとき等に設置します。また、各広域行政圏（地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所の管轄区域）においては、災害対策本部地方支部又は地域部が設置されます。



▲図1-1 県災害対策本部の概要（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル）

(2) 医療救護活動に関する調整組織の設置

災害対策本部の下には、医療救護活動に関する以下の調整組織を設置します。

▼表 1-1 医療救護活動に関する調整組織（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル）

名 称	設置・出務場所	業務内容
保健医療福祉調整本部	みやぎ広報室内（原則） （必要に応じて災害対策本部内に連絡員を設置する。）	保健医療活動全体の調整
災害医療コーディネーター	保健医療福祉調整本部内	保健医療全般の調整
	設置：原則地域保健福祉医療調整本部 （災害拠点病院に出務することもあり）	地域における保健医療全般の調整
宮城DMA T調整本部	保健医療福祉調整本部内	DMA Tの受入・配置調整等
日赤救護班活動調整本部	保健医療福祉調整本部内	日赤救護班の活動全般の調整、受入・配置調整等
宮城D P A T調整本部	保健医療福祉調整本部内	D P A Tの受入・配置調整等
災害薬事コーディネーター	保健医療福祉調整本部内	医薬品の供給及び薬剤師活動に係る助言、調整等
	原則地域保健医療福祉調整本部等（災害拠点病院に出務することもあり）	地域における薬剤師活動に係る助言、調整等
DMA T・S C U本部	航空搬送拠点（仙台空港・航空自衛隊松島基地・陸上自衛隊霞目駐屯地）	地域医療搬送及び広域医療搬送の調整
地域保健医療福祉調整本部	被災地の保健所・支所	地域保健医療活動全体の調整
地域保健医療福祉連絡会議	被災地の保健所・支所	地域内の保健医療活動の情報共有
DMA T活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域でのDMA T活動の調整等
日赤救護班活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域での日赤救護班活動の調整等
宮城D P A T活動拠点本部	地域災害保健医療活動連絡会議内	地域でのD P A T活動の調整等

(3) 保健医療福祉調整本部

災害対策本部が設置された場合、災害対策本部の下に保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部を設置します。保健医療福祉調整本部内には、県災害医療コーディネーターを配置し、必要と認められる場合には県災害医療コーディネーターを補佐する宮城県災害時小児周産期リエゾンを配置します。また、宮城DMA T調整本部、日赤救護班活動調整本部、医療救護班活動調整本部、宮城D P A T調整本部及び県災害薬事コーディネーター等を配置して各保健医療活動チームの派遣調整等を行います。

なお、保健医療福祉調整本部事務局、宮城DMA T調整本部及び日赤救護班活動調整本部の設置場所は原則として行政庁舎1階のみやぎ広報室（広報室に設置できない場合は10階1001会議室）とし、情報窓口を設置でき次第、速やかに関係機関へ周知します。保健医療福祉調整本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する調整本部会議を開催するものとし、調整本部会議には、必要に応じて災害医療コーディネーター等、関係機関等の参加を求めるものとします。本部の廃止については、保健医療福祉活動

チームの活動状況や被災地の医療施設等の復旧状況、被災自治体の意向等を踏まえて、総合的に判断します。

▼表 1－2 保健医療福祉調整本部の組織概要（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル）

職名	もって充てる職	業務
本部長	保健福祉部長	保健医療調整本部の総括
副本部長	保健福祉部副部長	本部長の補佐
事務局	保健福祉総務課及び医療政策課 ※ 必要に応じ、他の課室から応援を受けることがある。	調整本部会議の運営
本部員	保健福祉部内の各課長	所管の保健医療活動に係るチームの派遣調整等

保健医療福祉調整本部は、以下の業務を行います。

- イ 保健医療福祉活動チーム等の派遣調整
- ロ 保健医療福祉活動に関する情報連携
- ハ 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析
- ニ 地域保健医療福祉調整本部の支援及び調整
- ホ その他保健医療福祉活動に係る総合調整に関し必要な事項

（４）地域保健医療福祉調整本部

保健医療福祉調整本部が設置された場合、災害対策本部地方支部又は地域部の保健福祉班（班長：保健福祉事務所長）の下に、保健所長を本部長として、地域保健医療福祉調整本部を設置します。

地域保健医療福祉調整本部には、DMA T活動拠点本部や宮城D P A T活動拠点本部、県災害医療コーディネーター等と連携しながら地域内の保健医療活動の調整を行う地域災害医療コーディネーター、県災害薬事コーディネーターと連携しながら地域内の医薬品等供給、薬剤師派遣の調整等を行う地域災害薬事コーディネーター等を配置し、また、管内の保健医療活動チーム同士の情報共有や派遣調整等を行う地域保健医療福祉連絡会議を設置します。また、地域保健医療福祉調整本部は、管内の災害拠点病院等に設置されるDMA T活動拠点本部と連携して活動します。

なお、地域保健医療福祉調整本部の設置場所は原則として保健所内としますが、災害対応

の状況により、市町村に地域保健医療福祉調整本部又はその下に紐づく組織を設置することについて市町村と協議する場合があります。

地域保健医療福祉調整本部の管轄は次ページのとおりです。

▼表 1－3 地域保健医療調整本部の組織概要（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアルを一部加工）

二次医療圏	地域保健医療福祉調整本部	職名	もって充てる職	所管区域
仙南医療圏	仙南地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	仙南保健所長	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
		地域副本部長	副所長	
仙台医療圏	仙台市災害時医療連絡調整本部※	災害時医療連絡調整本部長	仙台市健康福祉局の本部員	仙台市
	塩釜地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	塩釜保健所長	塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村
		地域副本部長	副所長 黒川支所長	
	岩沼地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	塩釜保健所長	名取市、岩沼市、亘理町、山元町
		地域副本部長	岩沼支所長	
大崎・栗原医療圏	北部地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	大崎保健所長	栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町
		地域副本部長	副所長 栗原支所長	
石巻・登米・気仙沼医療圏	東部地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	石巻保健所長	石巻市、登米市、東松島市、女川町
		地域副本部長	副所長 登米支所長	
	気仙沼地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	気仙沼保健所長	気仙沼市、南三陸町
		地域副本部長	副所長	

※地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に定める指定都市等（以下「保健所設置市」）が設置した保健所にあつては、地域保健医療福祉調整本部と同等の機能を有することとし、保健所設置市の責任においてその業務を行います。

地域保健医療福祉調整本部は、市町村等と協力して次の業務を行います。

- イ 保健医療福祉活動チーム等の避難所等への派遣調整
- ロ 保健医療福祉活動に関する情報連携
- ハ 保健医療福祉に係る情報の整理及び分析並びに調整本部への報告
- ニ その他保健医療活動に係る総合調整に関し必要な事項

（５） 市町村

市町村では、災害対策本部設置時に、保健医療福祉活動を担当する部門を設け、次の業務を行います。

- イ 避難所等事前に定める場所に医療救護所を設置し、被災者の迅速かつ的確な救護を行います。また、その実施状況を管轄の地域保健医療福祉調整本部※に報告します。
- ロ 管内の医療機関等の被災状況等を地域保健医療福祉調整本部に報告します。
- ハ 市町村の医療救護班だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと市町村長が判断した場合には、地域保健医療福祉調整本部に対し医療救護班等の派遣を要請します。

2 災害医療コーディネーター、DMAT（災害派遣医療チーム）及び医療救護班について

医療救護活動に関する調整組織（p 3表1－1）のうち、代表的なものは以下のとおりです。詳細は「大規模災害時医療救護活動マニュアル」を参照願います。

（１） 災害医療コーディネーターとは

災害医療コーディネーターとは、災害時に県、保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部や地域保健医療福祉調整本部、市町村で保健医療活動の調整等を行う部門において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、県により任命された者です。

災害医療コーディネーターのうち、保健医療福祉調整本部に置かれる者を県災害医療コーディネーター、地域保健医療福祉調整本部等に置かれる者を地域災害医療コーディネーターと称します。

平時には、災害時の医療体制が適切に構築されるよう県などに対し必要な助言を行い、災害発生時には、災害医療コーディネーターを補佐するスタッフと共に業務を行います。また、中長期の被災地支援が必要となる場合は、災害医療コーディネーター間で相互に支援し、交代要員を確保します。

なお、小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整については、災害時小児周産期リエゾンの助言を参考とするものとします。

（２） DMAT（災害派遣医療チーム）とは

DMATとは、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームで、災害救助法が適用になった場合は、同法に基づく医療を実施する救護班の一つとなります。

自然災害に限らず大規模な集団災害において、一度に多くの傷病者が発生し医療の需要が急激に拡大すると、被災都道府県だけでは対応困難な場合も想定されます。

このような災害に対して、専門的な訓練を受けた医療チームを可及的速やかに被災地に送り込み、現場での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地で発生した多くの傷病者を被災地外に搬送できれば、死亡や後遺症の減少が期待されます。

このような災害医療活動には、平時の外傷の基本的な診療に加え、災害医療のマネジメントに関する知見が必要で、この医療を担うべく、厚生労働省が行う専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームが日本DMATです。

（３） 医療救護班とは

医療救護班とは、医師・薬剤師・看護師・事務職員等により構成され、県内外の医療機関等から被災地に派遣される医療チームです。

医療救護班には、地元医師会等と連携して市町村が編成するもののほか、日本医師会が編成するもの（JMAT）、各都道府県が派遣するもの、独立行政法人国立病院機構、医学部を持つ大学、全日本病院協会等の医療関係団体、医学・医療に関する学会などから派遣されるものがあります。また、歯科医師・歯科衛生士等が歯科医療等を行う歯科医療救護班や薬剤師が服薬指導等を行う薬剤師チーム等があります。

3 薬務課、県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターについて（図1）

（１） 薬務課及び災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターとは、大規模災害時の医薬品等の供給及び薬剤師の派遣において、保健医療福祉調整本部で全体的な調整を担う者を県災害薬事コーディネーター、地域保健医療福祉調整本部で被災地域における調整を担う者を地域災害薬事コーディネーターと称します。災害薬事コーディネーターは、平時においては、災害時の医療体制が適切に構築されるよう、県などに対し、必要な助言を行います。

薬務課は、保健医療福祉調整本部内で県災害薬事コーディネーターと連携して、医薬品等の供給及び

薬剤師の派遣調整を行います。また、薬務課には、必要に応じて宮城県医薬品卸組合等の調整担当者置き、情報共有を行うとともに、円滑な医薬品等の供給のための調整を行います。

(2) 県災害薬事コーディネーター

イ 初動

- (イ) 県災害薬事コーディネーターは、保健医療福祉調整本部が設置されたときは、本部長（保健福祉部長）の要請により直ちに参集するよう努めます。参集が困難な場合は、使用可能な情報伝達手段を用いて薬務課又は他の県災害薬事コーディネーターと連絡を取り、活動の進め方等について打ち合わせます。
- (ロ) 県災害薬事コーディネーターは、(一社) 宮城県薬剤師会、(一社) 宮城県病院薬剤師会及び宮城県医薬品卸組合等と連携して、県内の医療機関（主に薬剤部門）、薬局等の被災状況に関する情報を収集します。また、地域災害薬事コーディネーターと、各所管区域内の被災状況及び全国の状況等に関する情報を共有します。

ロ 支援策立案及び支援要請

- (イ) 県災害薬事コーディネーターは、地域保健医療福祉調整本部事務局及び災害拠点病院等からの支援要請、地域災害薬事コーディネーター、(一社) 宮城県薬剤師会、(一社) 宮城県病院薬剤師会及び宮城県医薬品卸組合等からの情報並びに保健医療福祉調整本部が収集した県内及び全国の情報を基に、薬務課と医薬品等の供給及び薬剤師活動に関する全県的な支援策について協議します。
- (ロ) 薬務課は、県災害薬事コーディネーターとの協議により立案した支援策を、地域保健医療福祉調整本部の事務局、地域災害薬事コーディネーター、(一社) 宮城県薬剤師会及び(一社) 宮城県病院薬剤師会に速やかに報告します。
- (ハ) 薬務課は、県災害薬事コーディネーターとの協議により立案した支援策に基づき、薬剤師の派遣（県外からの派遣を含む）を(一社) 宮城県薬剤師会及び(一社) 宮城県病院薬剤師会等に、また、医薬品等の供給を宮城県医薬品卸組合等の協定締結団体、国又は他の都道府県（国又は他の都道府県に対しては、知事会又は災害対策本部に設置される国の組織等を介して要請することが想定される。）に要請します。

ハ 被災地域の状況の変化に応じた支援活動

- (イ) 県災害薬事コーディネーターは、要請先からの医薬品等の供給及び薬剤師の派遣が決まった場合は、医療ニーズとのマッチングを行った上で、支援を受け入れるための調整を行います。
- (ロ) 県災害薬事コーディネーターは、一次医薬品集積所が設置される場合は、薬務課による指示のもと、その管理・運営を統括します。
- (ハ) 県災害薬事コーディネーターは、モバイルファーマシーの設置が必要と判断された場合は、その設置及び運営に必要な調整を行います。
- (ニ) 県災害薬事コーディネーターは、薬務課及び地域災害薬事コーディネーター等と、県内の医薬品等の供給及び薬剤師活動に関する最新の情報を共有し、状況の変化に応じて、支援策の見直しについて関係者と協議し、実施します。
- (ホ) 県災害薬事コーディネーターは、医薬品等の供給又は薬剤師活動に関する課題が生じ地域保健医療福祉調整本部ごとの対応では解決が困難な場合は、薬務課の総合的な指示のもと、関係者との調整を行います。

(3) 地域災害薬事コーディネーター

イ 初動

- (イ) 地域災害薬事コーディネーターは、地域保健医療福祉調整本部が設置されたときは、地域本部長（保健所長）の要請により、直ちに参集するよう努めます。参集が困難な場合は、使用可能な情報伝達手段を用いて地域保健医療福祉調整本部事務局及び所管区域内の地域災害薬事コーディネーターと連絡を取り、活動の進め方等について打ち合わせます。
- (ロ) 地域災害薬事コーディネーターは、宮城県内の地区薬剤師会と連携して、所管区域内の医

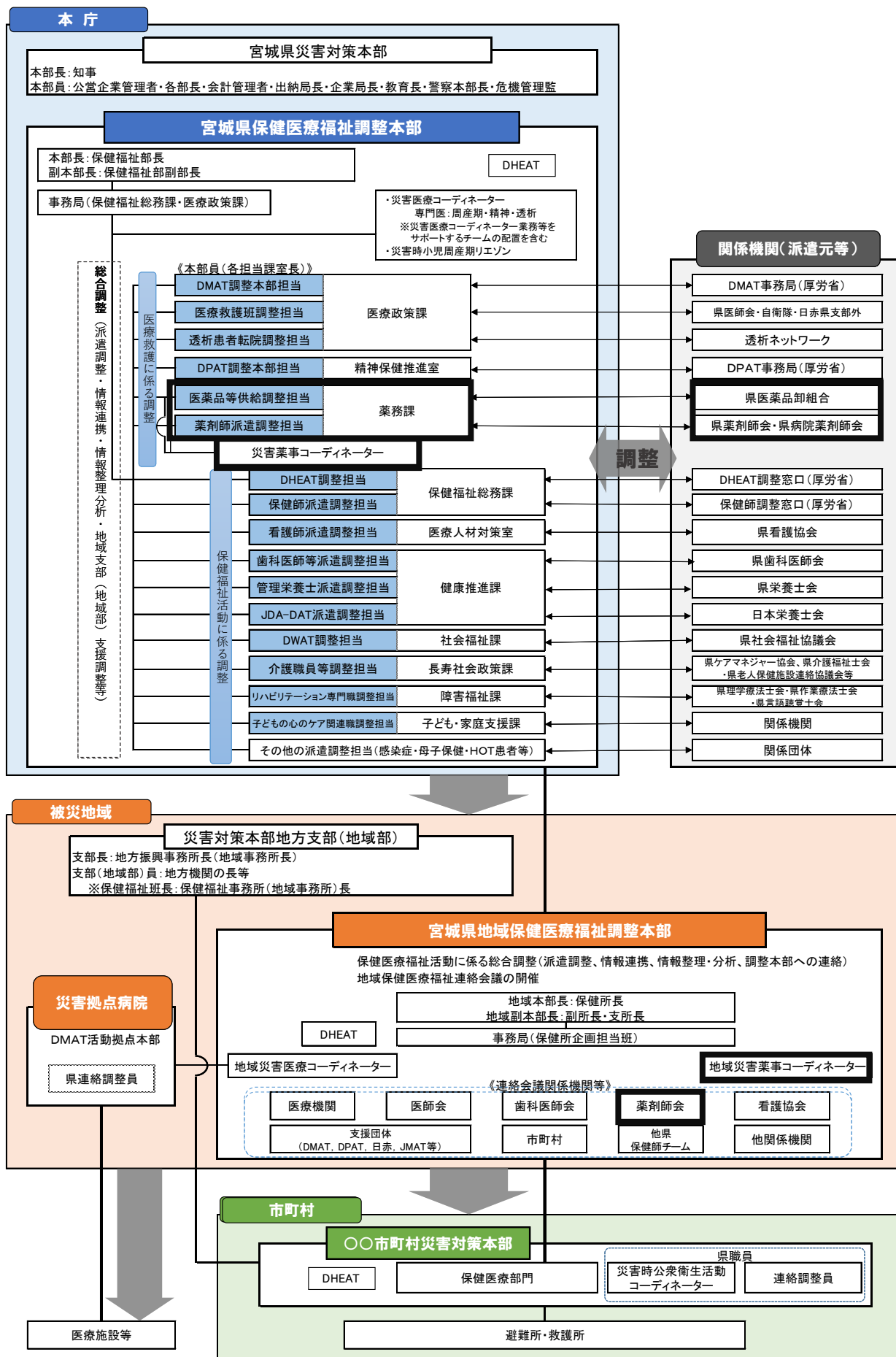
療機関（主に薬剤部門）、薬局等の被災状況に関する情報を収集します。また、県災害薬事コーディネーターと、各所管区域内及び県内の被災状況並びに全国の状況等に関する情報を共有します。

ロ 支援策立案及び支援要請

- (イ) 地域災害薬事コーディネーターは、市町村災害対策本部等からの支援要請、県災害薬事コーディネーター及び地区薬剤師会からの情報並びに地域保健医療福祉調整本部が収集した所管区域内の情報を基に、地域保健医療福祉調整本部事務局と医薬品等の供給及び薬剤師活動に関する支援策について協議します。地域保健医療福祉調整本部管内の体制だけでは支援策を実施することが困難な場合は、地域保健医療福祉調整本部事務局から薬務課に支援を要請します。
- (ロ) 地域保健医療福祉調整本部事務局は、地域災害薬事コーディネーターとの協議により立案した支援策を、薬務課、県災害薬事コーディネーター及び地区薬剤師会に速やかに報告します。

ハ 被災地域の状況の変化に応じた支援活動

- (イ) 地域災害薬事コーディネーターは、要請先からの医薬品等の供給及び薬剤師の派遣が決まった場合は、医療ニーズとのマッチングを行った上で、支援を受け入れるための調整を行います。
- (ロ) 地域災害薬事コーディネーターは、二次医薬品集積所が設置される場合は、地域保健医療福祉調整本部事務局による指示のもと、その管理・運営を統括します。
- (ハ) 地域災害薬事コーディネーターは、モバイルファーマシーの設置が必要と判断された場合は、その設置及び運営に必要な調整を行います。
- (ニ) 地域災害薬事コーディネーターは、県災害薬事コーディネーター及び地区薬剤師会と、所管区域内の医薬品等の供給及び薬剤師活動に関する最新の情報を共有し、状況の変化に応じて、支援策の見直しについて関係者と協議し、実施します。
- (ホ) 地域災害薬事コーディネーターは、所管区域内で医薬品等の供給又は薬剤師活動に関する課題が生じた場合は、これを解決するために、関係者との調整を行います。



▲図 1-2 保健医療福祉調整本部並びに県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターの関係図
 (出典: 宮城県保健医療福祉調整本部設置要綱(令和6年4月1日施行))